

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで収めることができます。納付書を紛失された場合には、年金事務所までお申し出ください。保険料は、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。

手続きは役場国民年金窓口へ「ゆくり」内にあります！

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。申請は原則として毎年度必要です。また、失業を理由とした特例免除制度もあります。

今年度の免除等の期間は平成23年6月までです。手続きは、役場国民年金担当窓口で申請できます。

国民年金保険料免除期間・納付猶予期間がある方へ 追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来の老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

[平成22年度中に追納する場合の額]

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3 / 4免除	1 / 2 免除	1 / 4免除
平成12年度の月分	15,770円	-	-	-
平成13年度の月分	15,180円	-	-	-
平成14年度の月分	14,590円	-	7,300円	-
平成15年度の月分	14,360円	-	7,180円	-
平成16年度の月分	14,180円	-	7,090円	-
平成17年度の月分	14,220円	-	7,110円	-
平成18年度の月分	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度の月分	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度の月分	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※平成20・21年度は、まだ加算がつきません。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは、役場町民福祉課町民生活グループ（☎26-7871）
苫小牧社会保険事務所（☎0570-05-1165、0144-36-1165）

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

所得税および住民税の申告において社会保険料控除を受けるためには、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）または「領収証書」の添付が義務付けられています。証明書は、日本年金機構本部から11月上旬または翌年2月上旬に送付されます。年末調整や確定申告の際には、証明書や領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した額の全額を控除に加えることができます。また、ご家族あてに送られた証明書や領収証書の添付をお願いします。

11月に送付される方

平成22年1月1日から平成22年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方

翌年2月に送付される方

平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方（年の途中から国民年金に加入した場合など）



年末調整・確定申告まで大切に保管を

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付する必要があります。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書については、くわしくは
控除証明書専用ダイヤル 0570-070-117 I P 電話からの専用ダイヤル 03-6700-1130
月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時00分まで受付
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません（平成23年3月15日まで）

老齢年金をお受け取りの方は源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税上の雑所得として課税の対象になっています。老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されます。源泉徴収票は、年金以外に給与収入などがあり確定申告をする時や、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。紛失した場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」（電話0570-05-1165）までお申し出ください。なお、障害年金・遺族年金は課税の対象となりませんので、源泉徴収票の送付はありません。